

「港区エリアマネジメントガイドライン（素案）」に寄せられた区民意見に対する区の考え方について

1 区民意見募集の実施概要

(1) 意見の募集期間と件数

| 募集期間 | 意見の人数 | 意見の件数 |
|-----------------------|---------------------------|-------|
| 令和6年1月5日 ～令和6年2月5日 | 5人 (インターネット4人、区民説明会1人) | 7件 |

(2) 意見の提出方法

インターネット、郵便、ファクシミリ、直接持参

(3) 資料の閲覧場所

都市計画課（区役所6階）、区政資料室（区役所3階）、総合案内（区役所1階）、各総合支所管理課・台場分室、各港区立図書館（みなと図書館及び高輪図書館分室を除く）

2 意見・要望等の対応状況

| 対 応 状 況 | | 件 数 |
|---------|-------------------------------|-----|
| 1 | 意見を反映し、計画素案を修正したもの | 2件 |
| 2 | 計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの | 4件 |
| 3 | 計画素案では記述していないが、既存事業等で対応しているもの | 1件 |
| 4 | 意見の内容が対応できないもの | 0件 |
| 5 | 区政に対する要望等として受けたもの | 0件 |
| 合 計 | | 7件 |

| No. | 項目 | 区民意見要旨 | 区の考え方 | 反映状況 | 関連頁 |
|-----|---------------------|---|---|------|-----|
| 1 | 第5章 2.制度の枠組みと手続き | 認定制度の対象となる公共的空間において、「公開空地」と記載があるが、有効空地についても同じ扱いになるのか。有効空地での活動も対象にしていただきたい。 | 本認定制度では、都市開発諸制度である「再開発等促進区を定める地区計画」における有効空地や、「高度利用地区」の広場等も含めるため、素案 P30 に記載している対象となる公開空地の説明内容を「都市開発諸制度による区決定・区許可の公開空地・有効空地等」に修正しました。 | 1 | 30 |
| 2 | 第5章 2.制度の枠組みと手続き | 「認定年度を除き、年度開始時（4月）に年度活動計画書」を提出することになっている。予め3年分の事業計画を求められても、2年目以降については計画を具体化できない可能性もある。認定に必要な材料は、活動の基本的な考え方にあたる将来像や目標、安定的に実行できる組織形態や地域還元の方法などと、それを具体的に成り立たせる初年度の事業計画でよいのではないか。 | 認定当初に提出してもらう活動計画書では、現状分析、将来像、組織体制、活動効果、収支計画などを記載するとともに、初年度の年間計画を示してもらいます。また、初年度以降についても、イベント等の実施に伴い提出する公共空間の使用等に係る許可申請書等（例：道路占用許可申請）との整合を確認するためにも、可能な範囲で具体的な取組内容を示してもらうことを想定しています。 | 2 | 32 |
| 3 | 第5章 3.認定基準 | 公共施設活用の団体の要件で、「代表者が法人格を有する組織であること」とあるが、企業が主体となる組織もあれば、法人を含む団体（協議会など）でも個人が代表になる場合もある。公共施設を活用する責任能力は、活動計画等の審査で判断できるはずであり、代表者を法人に規定する必要はないのではないか。 | 公共施設の活用を実施する団体の代表が法人格を有する組織との誤解を招くおそれのある表現であったため、「法人格を有する組織であること」に修正しました。 | 1 | 34 |

| No. | 項目 | 区民意見要旨 | 区の考え方 | 反映状況 | 関連頁 |
|-----|-----------------|--|---|------|----------|
| 4 | 第5章 3. 認定基準 | 地域への還元の審査事項に「単に団体が実施したい内容ではなく、地域として求められ、地域に還元する活動か」とある。住民と企業では視点も異なり、住民と利害が一致するとは限らず、「地域に求められる」ことと「地域に還元する」ことは両者で完全な一致をみるとはいえない。エリマネ活動の計画立案のプロセスにおいて、住民への配慮や意見聴取は必要だが、事前の意見であることから公益性や必要性の判断は難しく、エリマネの目標の実現のために不可欠か否かでしか判断できない。それを補完する意味では、実施後の評価も大事だと考える。 | 本制度は、活動年度の翌年度の4月に活動実績報告書及び新年度の年間計画を区に提出してもらいます。活動を実施していく中で、地域に求められる活動や還元すべき内容などが明確になれば、それらを踏まえた年間計画の立案や具体的な活動を実施することにより、地域に求められる活動により近付いていくものと考えています。 | 2 | 32 37 |
| 5 | 第5章 認定制度全般 | 公共的空間の活用において、周辺をうまく巻き込みながら地域全体で地域の価値向上に資する活動に取り組むことの意義を理解できた。引き続きこのような取組を進めてほしい。 | 本制度を積極的に活用してもらうことで、地域へのにぎわい創出や地域コミュニティの醸成を区内全域に広げていきたいと考えています。また、本制度の活用に向けては、区ホームページやX（エックス）による周知に加えて、あらゆる機会を活用するなど、周知・啓発に努めてまいります。 | 2 | 30 31 |
| 6 | 第6章 2 (3) 公園 | 第6章(3)公園において、設置管理許可（事例：南池袋公園）やPark PFI（事例：イケサンパーク）等、公園の利活用に関する基本的な制度の紹介がされていないように感じた。 | 本章では、エリアマネジメント団体等が主体となり得る、公園を活用した既存事業を紹介しています。なお、公募設置管理制度（Park PFI）など民間と連携した制度については、本ガイドラインではなく、「港にぎわい公園づくり推進計画」において、活用の検討を進めることとしています。 | 3 | |

| No. | 項目 | 区民意見要旨 | 区の考え方 | 反映状況 | 関連頁 |
|-----|-------------------|---|---|------|----------|
| 7 | エリアマネジメントガイドライン全般 | <p>持続可能なエリアマネジメント活動を行っていくためには、民間事業者等による維持管理やにぎわいづくりに対する支援が必要である。今回策定されるガイドラインは、制度によって公共的空間の利活用を認め、その収益をまちづくり活動を通して地域の魅力・価値向上に貢献するという循環を促す点で有益であり、港区内でのエリアマネ活動が活発に推進されることにつながると考える。持続可能な活動の推進にあたり、諸手続きの合理化等について引き続き検討いただくと、さらに活動しやすくなると思う。</p> | <p>本ガイドライン策定以降、エリアマネジメント団体における活動を推進していく中で、関連する手続き等において改善すべき課題や留意すべき事項などが明確になれば、活動の合理化に向けた検討を進めてまいります。</p> | 2 | 13 14 |